会議の概要(議事録)

会議の名称	(番号) 令和元年度第1回 1-03 墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会
開催日時	令和元年5月23日(木) 午前10時から午前11時まで
開催場所	墨田区役所12階 121会議室
出 席 者 数	14名 【委員】 安藤 朝規 安藤 玲子 田中 哲千 野 美智子 戸井田 光弘 福田 はるみ松 村雅 生 森田 典子 吉田 大祐 (50音順・敬称略)【担当課】 産業振興課 産業観光部副参事(プレミアム商品券担当) 産業振興課プレミアム商品券主査【事務局】 総務課長 総務課文書管理係長 総務課文書管理係主任
会議の公開 (傍聴)	公開(傍聴できる) 部分公開(部分傍聴できる) 傍聴者数 0名 非公開(傍聴できない)
議題	〔諮問事項1件〕 プレミアム付商品券事業に係る本人外収集、目的外利用及び外部提供について
配付資料	資料1 プレミアム付商品券事業に係る本人外収集、目的外利用及び外部提供について(概要) 資料2 運営審議会諮問事項調書 資料3 別紙「個人情報一覧(本人外収集・目的外利用・外部提供)」 追加資料 プレミアム付商品券事業概念図 追加資料 個人情報の保護対策について
会議概要	【諮問事項】プレミアム付商品券事業に係る本人外収集、目的外利用及び外部提供について 事務局及び産業観光部副参事による概要説明の後、種々意見交換を行った結果、 差し支えないものとして承認した。発言内容については、以下のとおりである。 (委員) 商品券がその自治体でしか使えないとすれば、商品券を使用することで、自らが非課税世帯あるいは3歳未満児の子育て世帯であるということが周囲の人に明らかになってしまうおそれがあるが、その点についてはどのように考えているのか。 (産業観光部副参事) 確かにそのような懸念はある。実際に商店主からも、地域の商店街に顔見知りが多い場合は商品券が使用しづらく、商品券の使用場所としては大型商店に集中してしまい、個人商店として特別な需要は見込めないのではないかという意見が出ているところである。その点について、国からは特段何も考え方は示されていないが、そのような懸念が取り立てて誇張されることがないよう気をつけていきたい。 (委員) 商品券は商店街連合会の加入店でしか使用することはできないのか。

(産業観光部副参事)

国からは、商店街連合会に加入していない商店でも商品券が使用できるようにということは示されている。今後、希望する商店を公募し、登録した商店で商品券が使用できるということを広く周知していきたいと考えている。

(委員)

商品券は、今回に限定した特別な仕様のものか。

(産業観光部副参事)

10月1日から今年度末までの期間に限り使用できる墨田区独自のものである。なお、偽造防止等の加工も施す予定である。

(委員)

申請者が購入した商品券を、家族が使用することは可能なのか。

(産業観光部副参事)

商品券を購入する際は本人確認を行うが、商品券を使用する際は使用者が誰であるかという確認は行わない。商品券の譲渡は禁止であるが、仮に譲渡されたものだとしても、商店としては商品券の使用を拒否することはしない。

(委員)

例えば、虐待を受けて施設に入所している児童がいた場合、商品券をもらう権利 は家族ではなく児童本人にあるので、施設側がその児童の代わりに手続をして、そ の権利を得るということになるのか。

(産業観光部副参事)

そのとおりである。なお、3歳未満児の場合は申請の手続が不要のため、本人宛 てに購入引換券が送付されることになる。

会議概要

(委員)

本人宛てとはいえ、実質的には施設が商品券を使用することになる可能性が高い ため、きちんと本人のために使用されるのかということが心配である。

また、特別な対応を行うという施設入所等児童等が、具体的にどの程度の人数がいるかということは把握しているのか。

(産業観光部副参事)

現時点では把握していない。

また、個別の具体的な人数については、情報保有課が管理している情報であるため、当課としてお伝えすべきものではないと考えている。

(委員)

非課税の方々が、果たして2万円を支払って2万5千円分の商品券を購入するのかということが現実的な課題だと思われるので、制度をしっかりと理解してもらい、商品券を購入していただけるよう対応してほしい。

(産業観光部副参事)

国からは、500円分の商品券10枚を1単位として、2万5千円分の商品券を5回に分けて販売することも可能であると示されており、協力していただく予定の商店にもその点について相談をしているところである。

(委員)

先に指摘があったとおり、商品券を使用することが差別につながる事態にならないよう、対応には十分注意していただきたい。

(委員)

自治体間における施設入所等児童等の情報連携について、入所の措置等を行った

自治体が、施設の所在する自治体へ情報提供を行うことが起点となるのか。それと も、施設の所在する自治体が、入所の措置等を行った自治体へ情報提供を行うこと が起点となるのか。

(産業観光部副参事)

基本的には、入所の措置等を行った自治体が、施設の所在する自治体と住民票の 所在する自治体に対し外部提供を行うことが、情報連携の起点となる。

(委員)

例えば、DV被害のある世帯の場合で、加害者の側から、自分のところに案内が 来ていないという問合せがあった場合はどのように対応するのか。

(産業振興課主査)

コールセンターの業務は事業者に委託しているため、そのような問合せには折り返し電話をすることとし、区の職員が状況を確認した上で、販売ができない理由を明確に説明するということを考えている。

(委員)

本人への通知について、区ホームページにより周知を行うとあるが、ホームページへの掲載時期はいつ頃を予定しているのか。

また、本人へ通知する手段として、このような方法は許されるのか。

(産業振興課主査)

7月下旬頃に住民税非課税者への申請勧奨を行う予定でいるため、ホームページ への掲載時期はそれに合わせることを想定している。

会議概要

また、商品券が購入できる方に対しては、個別の案内において、このような目的で個人情報を利用したという旨を通知させていただくが、商品券が購入できない方に対して、個人情報を利用したという旨だけを通知するというのは、混乱を生じさせるおそれがあるため、広く周知するという方法を限定的に採らせていただきたいと考えている。

(会長)

本人への通知を行うことが原則であるが、本審議会が通知する必要はないと認めた場合は、例外的に通知を省略できるということが条例で規定されている。

したがって、本人通知を行うか否かということも諮問の内容に含まれている。

(委員)

商品券が購入できる方だけに申請勧奨を行うということであれば、それを受け取った本人が、どういう要件で自分は商品券購入の対象者になっているのかということをきちんと認識できるような工夫が必要だと考えるが、その点について何か方法は検討しているのか。

(産業観光部副参事)

申請勧奨の対象者には高齢の方も多いので、そのことも踏まえて工夫はしていき たいと考えている。

また、税務行政の一環として非課税のお知らせに併せて送付することから、十分 に理解できるようにしていきたいと考えている。

(委員)

申請勧奨や引換券交付は、委託事業者が行うことになっている。委託事業者からの情報流出ということがよく報道されているが、委託事業者の安全性についてどのように考えているのか。

(産業観光部副参事)

委託事業者に個人情報の取扱いのルールを徹底して順守させることが重要であ り、委託事業者の選定に当たっては、事前に十分な調査を行いたいと考えている。 (産業振興課主査)

委託に係る個人情報の保護対策については、追加資料 において 7 項目を記載しており、これらの対策を実施することで個人情報の流出を防ぎたいと考えている。 (会 長)

委託事業者の中にも派遣社員等様々な立場の人間がいるため、個人情報を悪用するということは往々にして起こっている。

墨田区もこれまで個人情報を取り扱う業務の委託は数多く行ってきていると思うが、今回の委託事業者を選定するに当たっての基準というものはあるのか。

例えば、過去の実績が優良であった事業者を選定するという前提となっているのか。あるいは、プレミアム付商品券に関して専門的に取り扱う事業者が存在し、各自治体が共通して同じ事業者に委託するということになっているのか。その辺りの実情を教えてほしい。

(産業観光部副参事)

前回、臨時福祉給付金の業務を委託した事業者は、本区の業務に精通しており、また、個人情報の取扱いについても前回の実績から信頼できる事業者であるため、今回の委託先として想定しているところである。全国一斉に事業を実施するため、優良な事業者の確保をしっかりと行っていきたい。

(委 員)

追加資料 によると、商品券の販売は委託事業者が行うことになっているが、どのような方法で商品券の販売を行うのか。

(産業観光部副参事)

販売方法としては、庁舎に販売窓口を設置するほか、区内の郵便局の窓口で販売することも検討している。郵便局の窓口については、過去に産業振興課が実施した別のプレミアム付商品券の販売実績がある。

(事務局)

追加資料 では、さも申請勧奨から商品券販売まで一貫して同じ事業者に委託するかのように読めてしまうが、先ほど想定していると説明した事業者に委託するのは申請勧奨から引換券交付までであり、商品券販売の委託先は別の事業者ということになる。

(産業観光部副参事)

業務の幅が広いので、一貫して同じ事業者に委託するのは難しいと考えている。 また、事業内容ごとに適切な事業者を選定するとともに、区内の商店街振興組合 とも連携及び協力をお願いしていきたいと考えている。

(委員)

外部提供の方法として、該当者のリストを電子メール又は郵送により提供することになっている。電子メールについての保護対策は、追加資料 において説明されているが、一方で郵送が行われる可能性はあるのか。

(産業観光部副参事)

原則として、紙媒体での提供ということは考えていないが、相手方の希望等により郵送を行う可能性も否定はできない。

(委員)

郵便局がどの程度信頼できるのかという問題になるが、場合によっては相手方の

会議概要

自治体に直接持って行く方が確実ではないか。

(産業観光部副参事)

電子メール以外の方法として、相手方が近隣の自治体であれば、直接持って行くという方法も可能であるが、遠方の自治体である場合は、やはり郵送という手段が現実的である。紙媒体での提供自体がほとんどないと想定しているが、郵送する場合は書留により送付することを考えている。

(委員)

委託先においてUSB等で個人情報が持ち出されないために、何か対策を講じる予定はあるのか。

(産業観光部副参事)

システム上の対策として、IDやパスワードでログイン認証を行わせ、使用者を 特定及び限定するという対策は講じる予定である。

(委員)

システムを用いての業務は具体的にどこで行うのか。また、その様子を日常的に 職員は監視することになるのか。

(産業観光部副参事)

システムを用いての業務は庁内で行う。また、専任の職員が日常的にその業務の 場面には立ち会うことになる。

会議概要

(委員)

増税対策が前提にあるのだとすれば、この事業は今回一度限りの実施ということ になるのか。

(産業振興課主査)

今現在、国から示されている形としては、今回一度限りということである。

(委員)

そうすると、事業完了時点で個人情報は廃棄されることになるのか。

(産業振興課主査)

事業完了後も、支出が適切に行われたか等について監査が実施されるため、事業 完了の年度末から5年間保存しておき、その後適切に廃棄したいと考えている。

(会長)

種々意見が出たところではあるが、この諮問については差し支えないものとして 承認してよろしいか。

(委員一同)

異議なし。

(会長)

これで今回の運営審議会を終了する。

【議事録は以上である。】

所 管 課

課|総務部総務課文書管理係(電話03-5608-6241)